

富山市老人クラブ連合会会則

(名 称)

第1条 この会は、富山市老人クラブ連合会(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、高齢者の福祉増進のため、老人クラブ相互の連携と組織的運営を図り、社会の進展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、富山市内の単位老人クラブで構成する地区(校下)老人クラブ連合会及び女性部会をもって組織する。

2 組織の構成は、別に定める。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)老人クラブ活動推進のための連絡及び調査
- (2)老人クラブ相互の親善を図るための各種行事
- (3)老人クラブの育成指導及び研修会などの事業
- (4)その他、目的達成のため必要な事業

(事務局)

第5条 本会の事務局は、富山市今泉83番地の1(富山市総合社会福祉センター内)に置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)会 長 1名
- (2)副会長 若干名
- (3)理 事 18名以上22名以内
- (4)評議員 50名以上63名以内
- (5)監 事 3名

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、別に定める「選出基準」により選出する。

(役員を選定)

第8条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選定する。ただし、評議員を兼ねることはできない。

2 会長、副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結までとする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により補充した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第10条 会長は、連合会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する副会長が会長の職務を代行するものとする。

3 理事は、会長の命を受けて会務を執行する。

4 監事は、事業及び経理状況を監査し評議員会に報告する。また理事の職務を監査する。

(正副会長会)

第11条 正副会長会は、全ての正副会長をもって構成する。

2 正副会長会は、会長が招集し開催する。

3 正副会長会の議長は、会長があたる。

4 正副会長会では、次の事項の審議を行う。

(1) 評議員会、理事会の議決による会務の執行に関する事

(2) 理事会に提出する議案に関する事

(3) 会則、規程等の変更に関する事

(4) 事業の運営及び執行に関する事

(5) その他、本会の運営に必要と認められる事項

(理事会)

第12条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集し開催する。

3 理事会は、理事の2分1以上の出席をもって成立する。

4 理事会の議決事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決することによる。

5 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、理事会の決議があったものとみなす。

6 理事会の議長は、会長があたる。

7 理事会は、次の事項を審議し、処理する。

(1) 会長、副会長の選定及び解職

(2) 評議員会に提出する議案に関する事

(3) 事業計画の推進に関する事

(4) その他評議員会で議決を要しない会務の執行に関する事項

(評議員会)

第13条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、会長が招集し毎年1回開催する。ただし、必要があるときは、臨時で評議員会を開くこと

ができる。

- 3 評議員会は、評議員の2分1以上の出席をもって成立する。
- 4 評議員会の議決事項及び承認事項は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 5 前項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を示したときは、評議員会の決議があったものとみなす。
- 6 評議員会の議長は、その都度、評議員の互選による。
- 7 評議員会の議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 事業報告及び収支決算報告に関すること
 - (3) 事業計画及び収支予算計画に関すること
 - (4) 会則、規程等の変更に関すること
 - (5) その他会長が必要と認めた事項

（部 会）

第14条 本会の事業の活性化と円滑な運営を図るため部会を設けることができる。

- 2 部会に関する規程は、別に定める。

（顧問等）

第15条 本会に顧問、相談役及び参与（以下「顧問等」という。）をおくことができる。

- 2 顧問等は、理事会に諮り、会長が委嘱する。
- 3 顧問等は、会長の相談に応じ、本会の計画策定及び事業の運営に意見を述べることができる。
- 4 顧問等の任期は、役員の任期に準ずる。

（会 計）

第16条 本会の経費は、会費、分担金、補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

（会計年度）

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（表 彰）

第18条 表彰規程については別に定める。

（その他）

第19条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が理事会に諮り、別に定める。

附 則

- 1 この会則は、令和4年5月30日から施行する。令和3年1月6日施行の会則は廃止する。